

令和5年3月16日
教育委員会事務局
総務課 行政係
電話：027-226-4526 内線：4530

群馬県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則について

1 改正の趣旨

個人情報保護制度との整合を図るため、公文書の開示請求に係る様式の一部を改正する。

2 主な改正内容

(1) 公文書の全部を開示しない旨の決定の様式の統一

現行の4つの決定区分に応じた様式（「公文書非開示決定通知書」、「公文書の存在を明らかにしない決定通知書」、「公文書不存在決定通知書」及び「公文書開示請求拒否通知書」）を「公文書不開示決定通知書（別記様式第4号）」に統一する。

(2) 「公文書開示請求書」様式における開示の実施方法欄の修正

「公文書開示請求書（別記様式第1号）」に、DVD-Rによる開示が可能である旨を明記する。

また、文書等をスキャナにより読み取ってCD-R又はDVD-Rに記録する場合、当該文書等の枚数に応じて追加費用が発生する旨を明記する。

(3) 「公文書開示決定通知書」における教示の追加

「公文書開示決定通知書（別記様式第2号）」に、当該決定に対する審査請求又は処分の取り消しの訴えを提起することができる旨の教示を追加する。

3 施行日

令和5年4月1日